



第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

広島市西区三篠町二丁目2番8号
西川ゴム工業株式会社
本社5階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議
事項

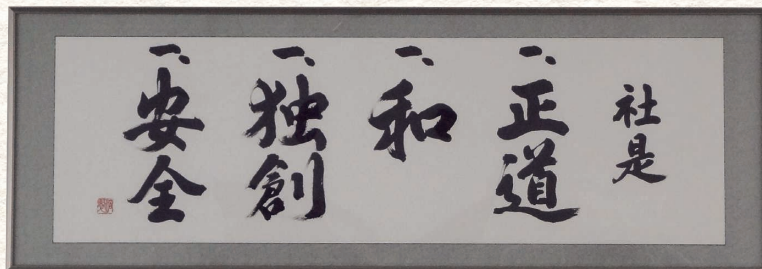
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する
対応策（買収防衛策）継続の件

郵送による議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後6時到着分まで

西川ゴム工業株式会社

証券コード：5161



正道

我々は 常に正道に立って社業を運営し 会社の真の発展は
社会の福祉 世界の進運に寄与しうるものでなければならない

和

我々は 共に会社の根幹であることを認識して「和の心」をもって
相寄り相助け互いに善意と良識をもって一致協力することが 何より大切である

独創

我々は 企業の生命が独創と意気にあることを認知して 自らの仕事に誇りと責任を持ち
また反面事を処するに当っては 謙虚な気持でこれに向わねばならない

安全

我々は 各個人の幸福が 会社全体の繁栄を基盤にして初めてきずかれることを知り
すべて会社の組織を重んじ 規律に従い冗費を省き 災害防止に万全を期し
もって堅実にしてまじめな また自由にして秩序正しい社風を培ってゆくことが必要である

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第74回定時株主総会を2023年6月29日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

また、当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の当社グループの現況に関する事項等につきご報告申し上げますので、ご高覧ください。

株主の皆様におかれましては、引き続き厚いご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2023年6月



代表取締役社長 小川 秀樹

目次

■ 第74回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	46
■ 連結計算書類	61
■ 計算書類	63
■ R&D Report(ご参考)	65

(証券コード5161)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

広島市西区三篠町二丁目2番8号
西川ゴム工業株式会社
代表取締役社長 小川 秀樹

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.nishikawa-rbr.co.jp/ir_company_meeting.php



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後述の議決権行使についてのご案内および株主総会参考書類をご検
討くださいます。2023年6月28日（水曜日）午後6時まで

に議決権を行使くださいますよう
お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2 場 所 広島市西区三篠町二丁目2番8号

西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室

3 目的事項

報告事項

1. 第74期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第74期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以 上

- 当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次の事項を除いております。
 - ①事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所および工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制および方針」、「株式会社の支配に関する基本方針」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ④監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」および「監査等委員会の監査報告書」したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際して監査をした監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

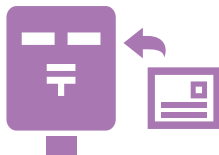
株主総会ご出席



■ 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 ▶ 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

郵送



■ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。
各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶ 2023年6月28日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネット



■ 次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご高覧の上、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶ 2023年6月28日（水曜日）午後6時まで

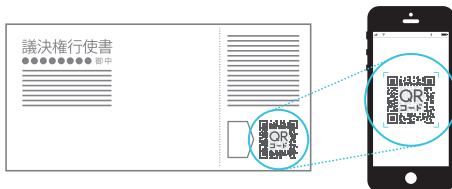
(注) 書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネットによって複数回数、議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

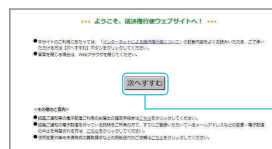
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

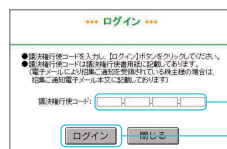
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

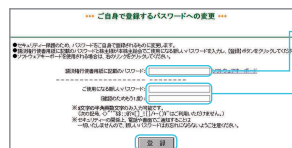
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。




「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 **0120-652-031**
受付時間：午前9時～午後9時

- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によってはご利用いただけない場合があります。

■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、安定的な配当の継続を基本としております。第74期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金20円

総額 384,238,400円

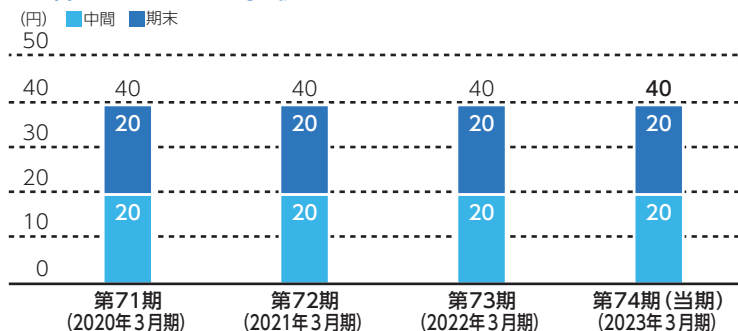
(ご参考) 中間配当を含めた第74期の年間配当は、1株につき金40円となります。

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日

1株当たり配当の推移



2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,900,000,000円

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役7名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお本議案については、監査等委員会から、各候補者の選任の方針、手続等は相当であるとの意見表明を受けております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1 再任	にし かわ まさ ひろ 西 川 正 洋	代表取締役会長	100% (17回/17回)
2 再任	お がわ ひで き 小 川 秀 樹	代表取締役社長	100% (17回/17回)
3 再任	いわ もと ただ お 岩 本 忠 夫	常務取締役 品質保証統括本部長	100% (17回/17回)
4 再任	やす いし けい じ 休 石 佳 司	常務取締役 管理統括本部長 兼 IT本部長 兼 ハラスメント相談室長	100% (17回/17回)
5 再任	で ぐち こう そう 出 口 幸 三	常務取締役 技術・生産統括本部長 兼 設計開発本部長 兼 ものづくり開発本部長	100% (17回/17回)
6 再任	て いし みのる 手 石 実	取締役 環境推進室長	100% (17回/17回)
7 再任	たつ だい あき ひこ 立 臺 昭 彦	取締役 生産本部長	100% (17回/17回)
8 新任	さ さ き よし ひろ 佐々木 慶 浩	上席執行役員 営業本部長 兼 営業管理部長 兼 関東営業部長	—

1 にしがわ まさひろ 西川 正洋

1948年12月9日生（満74歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

1,096,784株

取締役在任年数

44年（本総会終結時）

2022年度における 取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

- 1972年 4月 当社入社
- 1979年 6月 当社取締役
- 1981年 6月 当社管理本部副本部長
- 1985年 4月 当社専務取締役
- 1986年 3月 当社営業本部長
- 1986年10月 当社代表取締役社長
- 2001年12月 上海西川密封件有限公司 董事長
- 2017年 6月 当社代表取締役会長（現任）

● 重要な兼職の状況

- 公益財団法人西川記念財団 代表理事
- 株式会社イズミ 社外取締役

取締役候補者とした理由

西川正洋氏は、長年にわたり代表取締役として強いリーダーシップで当社の経営を担い、経営者としての豊富な経験に基づき当社の事業を牽引しております。また、創業家出身者としての存在感は、当社の精神的支柱であるとともに、求心力となっております。当社は、候補者の経営者としての幅広い視野が当社の経営全般および更なるグローバル化に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2 小川 秀樹

1961年7月30日生（満61歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

22,800株

取締役在任年数

10年（本総会終結時）

2022年度における 取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

1985年4月	当社入社	2018年6月	当社常務取締役
2008年7月	当社執行役員	2020年6月	当社専務取締役
2010年10月	当社グローバル統括部担当	2023年4月	当社代表取締役社長（現任）
2013年6月	当社取締役		

● 重要な兼職の状況

ニシカワ・クーパー LLC マネージメントコミッティー議長
上海西川密封件有限公司 董事長 広州西川密封件有限公司 董事長
西川橡膠（上海）有限公司 董事長 湖北西川密封系統有限公司 董事長
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V. 代表取締役
PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア コミサリス

取締役候補者とした理由

小川秀樹氏は、長年にわたって当社のグローバル展開を推進しているとともに、営業分野および生産分野を始めとする国内外における豊富な業務執行経験を有しております。また、2023年4月より代表取締役社長として当社グループを牽引しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った国内外における経験と見識が当社の経営全般および更なるグローバル化に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3 岩本 忠夫

いわもと

ただお

1959年11月17日生（満63歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

17,300株

取締役在任年数

6年（本総会終結時）

2022年度における 取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

- 1985年 4月 当社入社
- 2003年 3月 当社安佐工場長
- 2008年 7月 当社執行役員
- 2011年 3月 上海西川密封件有限公司 董事長
- 2013年 6月 当社上席執行役員
- 2017年 6月 当社取締役
- 2020年 6月 当社常務取締役（現任）

● 当社における担当

品質保証統括本部長

取締役候補者とした理由

岩本忠夫氏は、長年にわたり生産部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。また、それらの知見、実務経験を活かし、海外関係会社の経営メンバーとして参画した経験も有しているほか、2023年4月からは品質保証統括本部長を担当し、幅広い分野で経営に貢献しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4 休石 佳司

1965年8月2日生（満57歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

12,600株

取締役在任年数

6年（本総会終結時）

2022年度における 取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

- 1989年 4月 当社入社
- 2008年 3月 ニシカワ・タチャプララート・ラバー・カンパニー Ltd.
（現 ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.）
管理担当副社長
- 2013年 3月 当社総務部長
- 2016年 6月 当社執行役員
当社管理本部副本部長
- 2017年 6月 当社取締役
- 2022年 6月 当社常務取締役（現任）

● 当社における担当

管理統括本部長、IT本部長、
ハラスメント相談室長

● 重要な兼職の状況

株式会社西和物流 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

休石佳司氏は、長年にわたり管理部門にて法務・財務会計・IT等に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。また、それらの知見、実務経験を活かし、海外関係会社の経営メンバーとして参画した経験も有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

5 出口 幸三

1967年4月27日生（満56歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

12,100株

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

2022年度における 取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

- 1992年 3月 当社入社
- 1995年 6月 ニシカワ・スタンダード・カンパニー（現 ニシカワ・クーパー LLC）
営業技術エンジニア
- 2012年 6月 当社営業技術部長
- 2016年 6月 当社執行役員
- 2017年 6月 当社上席執行役員
- 2018年 6月 当社取締役
- 2022年 6月 当社常務取締役（現任）

● 当社における担当

技術・生産統括本部長、設計開発本部長、
ものづくり開発本部長

● 重要な兼職の状況

西川デザインテクノ株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

出口幸三氏は、長年にわたり当社および海外関係会社の技術部門および当社のIT化に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。また2023年4月からは技術・生産統括本部長を担当し、幅広い分野で経営に貢献しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

6 ^{ていし} 手石

^{みのる} 実

1963年3月21日生（満60歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

11,800株

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

2022年度における 取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

- 1985年4月 当社入社
- 2004年6月 当社設計部次長
- 2010年3月 当社安佐工場長
- 2012年6月 当社執行役員
- 2015年9月 ニシカワ・クーパー LLC 社長
- 2017年6月 当社上席執行役員
- 2018年6月 当社取締役（現任）

● 当社における担当

環境推進室長

取締役候補者とした理由

手石氏は、長年にわたり技術部門および生産部門等に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。また、それらの知見、実務経験を活かし、海外関係会社の経営メンバーとして参画した経験も有しております。さらに2023年4月からは環境推進室長として主に環境課題等への取り組みを担当し、幅広い分野で経営に貢献しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

7 たつだい あきひこ
立臺 昭彦

1967年1月23日生（満56歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

10,700株

取締役在任年数

3年（本総会終結時）

2022年度における
取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

- 1989年 4 月 当社入社
- 2013年 3 月 当社品質保証部長
- 2015年 1 月 当社白木工場長
- 2016年 4 月 ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd. 社長
- 2017年 6 月 当社執行役員
- 2019年 6 月 当社上席執行役員
- 2020年 6 月 当社取締役（現任）

● 当社における担当

生産本部長

取締役候補者とした理由

立臺昭彦氏は、長年にわたり生産部門および品質保証部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。また、それらの知見、実務経験を活かし、海外関係会社の経営メンバーとして参画した経験も有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

8 さ さ き よ し ひ ろ 佐々木 慶浩

1963年8月23日生（満59歳 本総会終結時）

新任

所有する当社の株式数

1,000株

取締役在任年数

—

2022年度における
取締役会への出席状況

—

● 略歴および地位

- 1987年 4 月 当社入社
- 2015年 4 月 上海西川密封件有限公司 総経理
西川橡胶（上海）有限公司 総経理
- 2019年 6 月 当社執行役員
- 2020年 6 月 当社上席執行役員（現任）
- 2022年 1 月 当社営業本部副本部長

● 当社における担当

営業本部長、営業管理部長、関東営業部長

取締役候補者とした理由

佐々木慶浩氏は、長年にわたり営業部門に携わり、同分野において高い知見と豊富な実務経験を有しております。また、それらの知見、実務経験を活かし、海外関係会社の経営メンバーとして参画した経験も有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が当社の経営に活かせるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、被保険者の範囲は当社および国内子会社の取締役、監査役、執行役員としており、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
- 本総会において本議案の各候補者の選任が承認された場合、同様の保険の被保険者とする予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 監査等委員でない取締役候補者が従事した主なスキル・経験等

候補者 番号	氏名				経営者 経験	グローバル 経験	法務	財務会計	IT	営業	技術開発	生産	品質保証
1	にし 西	かわ 川	まさ 正	ひろ 洋	○	○	○	○		○			
2	お 小	がわ 川	ひで 秀	き 樹	○	○				○		○	
3	いわ 岩	もと 本	ただ 忠	お 夫	○	○						○	
4	やす 休	いし 石	けい 佳	じ 司	○	○	○	○	○				
5	で 出	ぐち 口	こう 幸	そう 三	○	○			○		○		
6	て 手	いし 石		みのる 実	○	○					○	○	
7	たつ 立	だい 臺	あき 昭	ひこ 彦	○	○						○	○
8	さ 佐	さき 々木	よし 慶	ひろ 浩	○	○				○			

(注) 上記一覧表は、取締役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	再任	よしの野 たくし 毅	取締役 (常勤監査等委員)	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)
2	再任 社外 独立	おおさこただ し 志	取締役 (監査等委員)	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)
3	再任 社外 独立	やまもと じゅん いち 一	取締役 (監査等委員)	100% (17回/17回)	100% (17回/17回)
4	再任 社外 独立	くら た おさむ 修	取締役 (監査等委員)	94% (16回/17回)	100% (17回/17回)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、被保険者の範囲は当社および国内子会社の取締役、監査役、執行役員としており、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
- 本総会において本議案の各候補者の選任が承認された場合、同様の保険の被保険者とする予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 よしの
吉野

たけし
毅

1958年10月18日生（満64歳 本総会終結時）

再任

所有する当社の株式数

11,100株

取締役在任年数

6年（本総会終結時）

2022年度における
取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

2022年度における
監査等委員会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

1983年 4月 当社入社

2009年 6月 当社総務部長

2013年 3月 当社内部監査室付部長

2013年 6月 当社常任監査役（常勤）

2017年 6月 当社取締役（監査等委員）（常勤）（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

吉野毅氏は、長年にわたり人事・総務・経理部門に携わり、コーポレートガバナンスおよび内部統制など管理部門全般に関する知識と見識を有しております。当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験と見識が取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できると判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

2 おおさこ
大迫

ただし
唯志

1955年10月6日生（満67歳 本総会終結時）

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

3,100株

取締役在任年数

8年（本総会終結時）

2022年度における
取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

2022年度における
監査等委員会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

1982年 4月 弁護士登録

2011年 7月 弁護士法人広島総合法律会計事務所入所

2012年 6月 当社監査役

2015年 6月 当社取締役

2017年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

2019年 1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所所長（現任）

● 重要な兼職の状況

弁護士

弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長

株式会社広島銀行 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大迫唯志氏は、社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として高度な専門的知識を有しておられます。

当社は、候補者が有する法律の専門知識が取締役会の監査・監督の強化ならびに監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会の法律面での強化に寄与することで当社の中長期的な企業価値の向上が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会の直轄部門である内部監査室に対して、専門知識に基づく的確な指示を行っていただくことも期待しております。

独立役員の届出

大迫唯志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」(26頁参照)を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

なお、大迫唯志氏は、当社の主要な借入先である株式会社広島銀行の社外監査役の職を務めておられますが、業務執行者にあたられないことから同氏の独立性は確保されていると判断しております。

責任限定契約について

当社は大迫唯志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(注) 大迫唯志氏の社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって8年、監査等委員である取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって6年となります。

3 やまもと
山本

じゅんいち
順一

1948年4月23日生（満75歳 本総会終結時）

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

2,300株

取締役在任年数

8年（本総会終結時）

2022年度における
取締役会への出席状況

100%（17回/17回）

2022年度における
監査等委員会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

1973年4月 東洋工業株式会社（現 マツダ株式会社）入社

2001年3月 同社技術研究所長

2005年6月 同社監査役（常勤）

2013年6月 同社監査役（常勤）退任

2014年9月 株式会社ひろしまイノベーション推進機構顧問（現任）

2015年6月 当社取締役

2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本順一氏は、自動車業界出身者として豊富な経験および幅広い知見を有しておられます。

当社は、候補者がその経歴を通じて培った経験や知見が取締役会の監査・監督の強化ならびに監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会の強化に寄与することで当社の中長期的な企業価値の向上が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会の直轄部門である内部監査室に対して、専門知識に基づく的確な指示を行っていただくことも期待しております。

独立役員の届出

山本順一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」(26頁参照)を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

なお、山本順一氏は、過去において当社の特定関係事業者であるマツダ株式会社の監査役の職を務めておられましたが、2013年6月に同社の役職を退任されていることから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。

責任限定契約について

当社は山本順一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(注) 山本順一氏の社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって8年、監査等委員である取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって6年となります。

4 くらた 藏田

おさむ
修

1959年8月27日生（満63歳 本総会終結時）

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

2,300株

取締役在任年数

6年（本総会終結時）

2022年度における
取締役会への出席状況

94%（16回/17回）

2022年度における
監査等委員会への出席状況

100%（17回/17回）

● 略歴および地位

- 1984年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
- 1988年 4月 公認会計士登録
- 1993年 4月 税理士登録
- 2006年 6月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）退所
- 2010年10月 広島総合公認会計士共同事務所代表（現任）
- 2011年 1月 広島総合税理士法人代表社員（現任）
- 2015年 6月 当社監査役
- 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

● 重要な兼職の状況

- 公認会計士、税理士
- 広島総合公認会計士共同事務所 代表
- 広島総合税理士法人 代表社員
- 大和重工株式会社 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藏田修氏は、社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、公認会計士および税理士として高度な専門的知識を有しておられます。

当社は、候補者が有する会計・税務の専門知識が取締役会の監査・監督の強化ならびに監査等委員会、取締役・執行役員選任協議会、リスク管理委員会およびグループコンプライアンス委員会の会計・税務面での強化に寄与することが期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会の直轄部門である内部監査室に対して、専門知識に基づく的確な指示を行っていたことも期待しております。

独立役員の届出

藏田修氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」（26頁参照）を満たしており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

責任限定契約について

当社は藏田修氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(注) 藏田修氏の社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって6年、監査等委員である取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって6年となります。

(ご参考) 監査等委員である取締役候補者が従事した主なスキル・経験等

候補者 番号	氏名			当社の事業全般に 関する理解	企業経営に関する 多様な視点	法務	財務会計
1	よし 吉	の 野	たけし 毅	○		○	○
2	おお 大	さこ 迫	ただ 唯	○		○	
3	やま 山	もと 本	じゅん 順	○	○		
4	くら 藏	た 田	おさむ 修	○			○

(注) 上記一覧表は、取締役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

(ご参考) 社外取締役の独立性基準

当社における社外取締役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断しております。

- (1) 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者。
※「業務執行者」とは、取締役、執行役および執行役員、ならびにそれらに準ずる者をいいます。
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者。
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の5%以上の取引先をいいます。
- (3) 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者。
- (4) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）である者。
- (5) 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者。
- (6) 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）である者。
- (7) 過去3年間において、上記（1）から（6）のいずれかに該当していた者。
- (8) 上記（1）から（7）のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の二親等以内の親族。
- (9) 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む）の二親等以内の親族。
- (10) 過去3年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族。
- (11) 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策) 継続の件

当社は、2011年6月28日開催の第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2020年6月25日開催の第71回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、「旧プラン」といいます。）、その有効期限は2023年6月29日開催予定の第74回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の保護の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。

その結果、2023年5月11日開催の取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に、旧プランについて一部変更を行った上で、旧プランを継続することを決定いたしましたので、ご承認をお願いいたします。（以下、継続後のプランを「本プラン」といいます。）

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （「基本方針」）

当社は、「正道」「和」「独創」「安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉、世界の進運に寄与しうるものでなければならないと考えます。また、当社は、お客様第一に徹し、品質・技術の西川ゴムと社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「たくましい企業」「存在感のある企業」を目指し、「和の心」をもって全社員が一丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。現在ある当社を支え形成する有形無形の諸々の財産が当社の企業価値の源泉と認識しておりますし、それらの財産の上に当社の将来が在ると確信しております。当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の企業価値の源泉を理解し、それに立脚した上でさらなる企業成長を目指す必要があると考えます。従いまして、当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是、経営理念を理解し、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならない」と考え、これを基本方針として決定しております。

当社は、上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、それを一概に否定はいたしません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付を強行するといった動きが一部に見受けられます。こうした大規模な株式の買付の中には、その目的等から見て、発行会社の企業価値および株主共同の利益を毀損しかねない行為も少なからず存在します。

そのような当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する虞のある株式等の大規模買付者は、基本方針に照らし、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考え、このような者による大規模買付に対しましては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えます。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる取り組みとして以下の施策を実施しております。これらの取り組みは、前記 I. の基本方針に沿うものと考えております。

1. 西川ゴムグループ 2025年中長期経営計画

今後の世界経済がさらに不確実性と不安定さを増す中、未来に繋ぐための具体的な中長期経営戦略として「西川ゴムグループ 2025年中長期経営計画」を策定しております。この中で、激しく変化する外部環境にフレキシブルに対応すべく西川ゴムグループスローガン「しなやかでたくましい会社」のもと、全社員一丸となって連結企業成長を目指すことを宣言するとともに、具体的な財務目標として、2025年度までに連結売上高1,000億円、連結営業利益率10%、連結総資本営業利益率（ROA）10%、連結株主資本当期純利益率（ROE）10%の達成および非財務目標の達成を目指しております。

「西川ゴムグループ 2025年中長期経営計画」

2025年 中長期財務目標		2025年 中長期非財務目標
連結売上高	1,000億円	E: 脱炭素企業への挑戦
連結営業利益率	10%	E: 産業廃棄物ゼロへの挑戦
連結総資本営業利益率 (ROA)	10%	E: 環境負荷物質管理
連結株主資本当期純利益率 (ROE)	10%	S: 従業員満足度の向上
		G: 企業統治と企業の社会的責任の追求

2. コーポレートガバナンスについて

当社は、社是および経営理念“己の立てる所を深く掘れ そこに必ず泉あらん”を基本に、社会の一員として法令、社会規範、企業ルールの遵守はもとより、企業本来の事業領域を通じて社会に貢献するに留まらず、時代とともに変化する経済・環境・社会問題等にバランスよくアプローチすることで、株主をはじめとするステークホルダーの要求、期待、信頼に応える高い倫理観のある誠実な企業活動を行い、これを役員・従業員一人ひとりが追求し実践することにより、持続的に企業の存在価値を高めていくことをコーポレートガバナンスの基本としております。

また、当社は、コーポレートガバナンスの強化によって常に効率的で健全な経営を行い、必要な施策を適宜実行することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な増大を図るための重要な課題であると認識しております。そうした取り組みの一環として当社は、独立社外取締役の選任や、指名・報酬に関する諮問委員会を設置する等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。加えて当社は、2017年6月27日開催の第68回定時株主総会にて監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監査・監督機能をより強化するとともに、取締役会が重要な業務執行の一部の決定を取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督の分離を進め、経営に関する意思決定の迅速化に努めております。

当社は、前記の取り組み等を通じて株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにしなが、中長期的視野に立って企業価値の安定的な向上を目指してまいります。

Ⅲ. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

1. 本プランの目的

本プランには目的が二つあります。当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断していただくことを、第一の目的としております。そのために当該大規模買付行為に関し不足する情報を収集し、ご判断いただくための時間を確保します。大規模買付行為に関する提案に関しては、当社の企業価値を向上させる提案も想定されますが、当該提案以上に当社の企業価値を向上させる代替案を当社取締役会が提示できる場合も考えられます。そのために当社の取締役会による代替案策定のための時間を確保します。また、株主の皆様のために、より有利な買付条件を大規模買付者（「大規模買付者」の定義は、Ⅲ. 2をご参照ください）に再提示させるための大規模買付者との交渉を行うことを可能とします。第一の目的のために、以下の2. 項および3. 項で「大規模買付ルール」を定めます。

当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的とします。そのために大規模買付ルールの運用および大規模買付者の行為が大規模買付ルールに抵触した場合の対抗措置を、以下の4. 項および5. 項で定めます。

なお、2023年3月末日現在における当社株主の状況は、別紙1のとおりであります。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の保有割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、または既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（いずれについても買付、買増の方法の如何は問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」といいます）であります。

注1：特定株主グループとは、当社の株式等（注3を参照ください）の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）をいいます。

注2：保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

ただし、本プランでは保有割合を算出する上で除数となる総株数は当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味しません。

3. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様へ開示した後に初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます）の提出を求めます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、情報提出依頼項目の主要なものは次のとおりです。

-
- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む）
 - ②大規模買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）
 - ③大規模買付の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
 - ④大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
 - ⑤大規模買付行為により当社および当社のステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
 - ⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - ⑦大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提出いただいた必要情報について、当社取締役会は速やかに独立委員会に提供することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、株主の皆様および当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には、直接または当社取締役会を通じて、独立委員会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

独立委員会による当該必要情報に関わる追加提出の要求は、必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して原則として60日を超えないものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示いたします。また、当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示いたします。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金(円貨)のみとする買付の場合)または90日以内（その他の対価の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（独立委員会が取締役会評価期間内に對抗措置発動の勧告を行うに至らない場合などが挙げられます）、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は後記5.（1）に記載する独立委員会による勧告を受ける他、提供された大規模買付情報を適宜必要に応じて外部専門家への助言を受けながら十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することも想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為に対する後記4.（2）のケースのような對抗措置は講じません。

仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合も、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様利益を守るために適切と判断する

措置（以下、「対抗措置」といいます）を、後記4.（2）同様に講じることがあります。大規模買付行為が当社企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、具体的には次の①から④の類型に該当するケースです。

- ①次に掲げる行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付である場合
 - i 株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買い取りを要求する行為
 - ii 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為
 - iii 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付である場合
- ③当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付である場合
- ④当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、顧客、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす大量買付行為である、と判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で

適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙2に記載のとおりです。

5. 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続が進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会規定を定め、独立委員会を設置することといたします。(独立委員会規定の概要につきましては別紙3に記載のとおりです) 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役から選任します。このたびの本プラン継続にあたっての独立委員会の委員候補者は別紙4のとおりです。

(2) 対抗措置発動の手続

前記4.(1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

一方、前記4.(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合、ならびに前記4.(1)ただし書きの記載に基づき例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性・客観性を担保するために、当社取締役会は、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容およびその発動の是非について前記3.(3)の取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様へ速やかに開示いたします。

(3) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様に判断いただくこともできるものとし、株主意思の確認手続は、大規模買付者が提案する大量買付行為の内容や大規模買付者から提供された本必要情報、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況、株主意思の確認手続に必要なコストなどを勘案した上で、取締役会が株主意思の確認手続を行うことが必要かつ相当であると判断した場合に、行うものとし、また、独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合には、取締役会は、当該勧告を最大限尊重するものとし、

当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下、「本株主総会」といいます）による決議によるものとし、取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動するか否かの判断をすることといたします。なお、取締役会は、必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下、「本基準日」といいます）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって本基準日を公告するものとし、

本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとし、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとし、

(4) 対抗措置発動の停止等について

前記4.(2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらかじめ独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模

買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、または無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することにより、対抗措置の停止を行うことができるものとします。(なお、上記のとおり、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却することとします。)

このような対抗措置の停止または変更などを行う場合は、速やかに開示いたします。

6. 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様当社取締役会が提示する代替案等を検討する機会を留保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断していただくことが可能となります。大規模買付ルールは、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向および本プランに基づく当社の開示情報にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として前記4. のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることと決定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続を取る場合には、大規模買

付者等以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するために格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載または記録されていない株主の皆様に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、および当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主または投資家の皆様が行うと、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、割当期日における株主の皆様は、引受の申し込みを要することなく新株予約権の割当を受け取ることができ、また当社が割当てた新株予約権の有償取得の手続をとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申し込みや払い込み等の手続は必要となりません。

株主の皆様が、新株予約権の割当を受けるためには、新株予約権の割当期日までに、当社の株主名簿に記載または記録される必要があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施する際に、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途開示いたします。

(4) 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付すことを想定しているため、新株予約権の譲渡に際しては当社取

締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡および大規模買付者に対する譲渡以外は原則として譲渡を認める方針であるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、株主の皆様が、割当てられた新株予約権を大規模買付者以外の第三者に譲渡された場合、新株予約権の有償取得の対象とはなりませんので、ご注意ください。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2023年6月29日開催予定の第74回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを更新の条件としていますが、その有効期限につきましては、第74回定時株主総会終結の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その後本プランの継続については、定時株主総会の承認を得ることとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、またはこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合がございます。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で、本プランは廃止されるものとします。

当社は本プランの継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様へ開示いたします。

8. 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

前記Ⅰ. の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）」の要旨は、当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないというものです。

本プランは、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築いたしました。本プランに基づき、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解しているか、当社の経営資源を

どのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるかを検討することで、当社の支配者として相応しい者か否かの判別をし、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様に開示いたします。従いまして、本プランは基本方針に十分沿うものと判断いたします。

- (2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと
本プランは、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。
- (3) 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと
買収防衛策を導入すること自体は、得てして取締役（会）の保身と受け取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本プランの効力発生は株主総会での承認を条件としております。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために独立委員会のシステムを導入しております。
以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断いたします。
- (4) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本対応策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に沿うものであります。かつ、本対応策は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた

買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則 1-5および補充原則1-5①の内容にも適合するものであります。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前記Ⅲ. 7に記載しているとおり、本プランは、当社取締役会の決議によっても廃止できるものです。取締役会の構成員の過半数を交代させても対抗措置の発動を阻止できないデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は1年となり、また任期が2年の監査等委員である取締役についても期差任期制は採用していないため、本プランは、取締役会の構成員を交替することによりその発動を阻止するのに時間を要するスローハンド型買収防衛策でもありません。

以上

(別紙1)

当社株主の状況 (2023年3月末日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,343,000株
(2) 発行済株式の総数 19,211,920株 (自己株式783,467株を除く)
(3) 株主数 3,638名
(4) 1単元の株式数 100株
(5) 大株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人西川記念財団	1,430	7.44
株式会社ハイレックスコーポレーション	1,241	6.46
西川ゴム工業取引先持株会	1,223	6.37
西川 正洋	1,096	5.71
株式会社広島銀行	957	4.98
三井住友信託銀行株式会社	626	3.26
西川 泰央	545	2.84
株式会社山口銀行	544	2.83
光通信株式会社	513	2.67
西川ゴム工業社員持株会	503	2.62

(注) 1. 当社は、自己株式を783,467株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式(783,467株)を控除して計算しております。

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社株式を除く）1株につき新株予約権1個以上の割合で、新たに払い込みをさせないで新株予約権を割当てるものとする。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがあるものとする。
4. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払い込みをなすべき額は1円とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者以外の者から新株予約権を取得し、新株予約権と引き換えに、新株予約権無償割当決議において別途定める当社の普通株式等を対価として交付することができる。
また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

独立委員会規定の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置されるものとする。

2. 構成

- (1) 独立委員会の構成員数は、3名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している独立社外取締役から選任するものとする。
- (3) 委員の選定にあたっては、当社の大株主（その役職員を含む）・当社グループ会社の役職員である者または役職員であった者は除外するものとする。

3. 任期

各委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会の終了時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

4. 役割

- (1) 独立委員会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（本プラン）に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い勧告内容を協議し、その理由を付して取締役会に勧告するものとする。
独立委員会は、本プランに定める大規模買付者に提供を求める大規模買付情報に関し、当該勧告を行うのに情報が不十分であると判断する場合には、当社取締役会を経由して、大規模買付者に対し追加情報の提供を求めることができるものとする。
- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

5. 招集

独立委員会は、これを当社取締役会が招集する。なお、独立委員会の各委員は取締役会による招集とは別に、独立委員会を招集することができるものとする。その場合、独立委員会の招集をかけた委員は、独立委員会を開催する旨を当社取締役に事前に連絡するものとする。

6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以上

独立委員会委員候補者の氏名および略歴

独立委員会の委員は、以下の当社独立社外取締役3名を予定しております。

大迫 唯志

[略歴] 1982年4月 弁護士登録
2011年7月 弁護士法人広島総合法律会計事務所入所
2012年6月 当社監査役就任
2015年6月 当社取締役就任
2017年6月 当社取締役(監査等委員) 就任 現在に至る
2019年1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所所長就任 現在に至る

山本 順一

[略歴] 1973年4月 東洋工業株式会社(現 マツダ株式会社) 入社
2001年3月 同社技術研究所長就任
2005年6月 同社監査役(常勤) 就任
2013年6月 同社監査役(常勤) 退任
2014年9月 株式会社ひろしまイノベーション推進機構顧問就任 現在に至る
2015年6月 当社取締役就任
2017年6月 当社取締役(監査等委員) 就任 現在に至る

藏田 修

[略歴] 1984年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入所
1988年4月 公認会計士登録
1993年4月 税理士登録
2006年6月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 退所
2010年10月 広島総合公認会計士共同事務所代表就任 現在に至る
2011年1月 広島総合税理士法人代表社員就任 現在に至る
2015年6月 当社監査役就任
2017年6月 当社取締役(監査等委員) 就任 現在に至る

以上

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の長期化に起因する資源・エネルギー価格の高騰に加え、インフレ抑制にむけた米国・欧州各国の政策金利引き上げが為替相場の急変を招いており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大と縮小を繰り返し、また、外国為替相場の変動や世界的なインフレ傾向もあり、物価上昇圧力が高まったことなどが経済活動に大きな影響を及ぼしました。

自動車業界におきましては、国内および海外の自動車生産台数は前期比で増加傾向に推移しました。

その結果、為替の影響も加わり、当連結会計年度における売上高は981億67百万円（前期比16.2%増）となりました。一方、利益につきましては、継続している原材料・輸送コスト・エネルギー価格高騰などの影響を受けたことに加え、北米セグメントにおいての要員不足に伴う追加・臨時コストの増加などの影響を受けた結果、営業利益は7億68百万円（前期比68.9%減）、経常利益は22億80百万円（前期比36.6%減）となりました。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益は21億9百万円（前期比0.2%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

日本事業

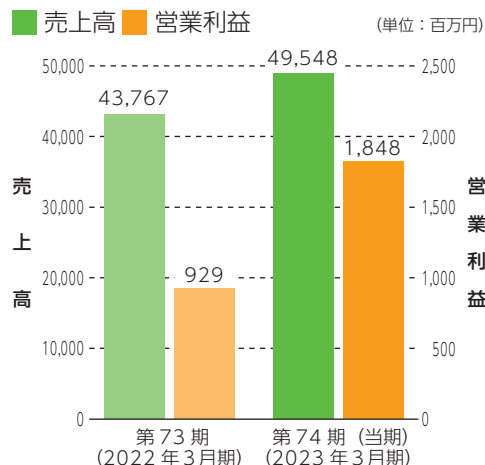
売上高 495億 48百万円

前期比 13.2%増

営業利益 18億 48百万円

前期比 98.9%増

自動車生産台数が前期比で増加したことなどにより、売上高は495億48百万円（前期比13.2%増）となり、営業利益は18億48百万円（前期比98.9%増）となりました。



北米事業

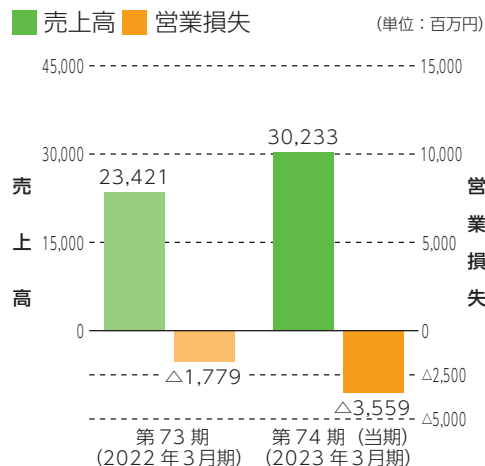
売上高 302億 33百万円

前期比 29.1%増

営業損失 35億 59百万円

前期比 ー

自動車生産台数が前期比で増加したことに加え、円安による為替の影響を大きく受けました。その結果、売上高は302億33百万円（前期比29.1%増）となりましたが、原材料・エネルギー価格高騰および要員不足に伴う追加・臨時コストの増加などの影響も加わり、営業損失は35億59百万円（前期営業損失17億79百万円）となりました。



東アジア事業

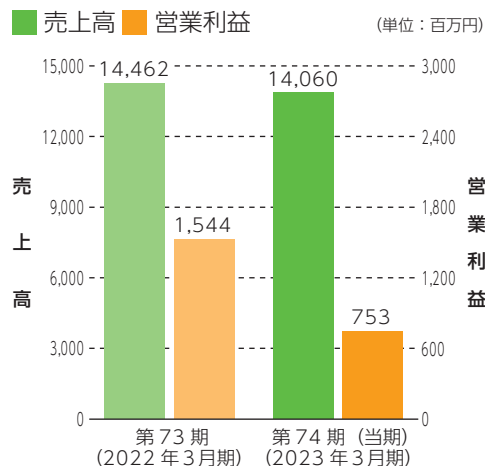
売上高 **140億60**百万円

前期比 2.8%減

営業利益 **7億53**百万円

前期比 51.2%減

自動車生産台数は前期比で増加しましたが、円安による為替の影響があったものの、受注している車種の減産などにより、売上高は140億60百万円（前期比2.8%減）となりました。営業利益は、ゼロコロナ政策によるロックダウンなどの影響により7億53百万円（前期比51.2%減）となりました。



東南アジア事業

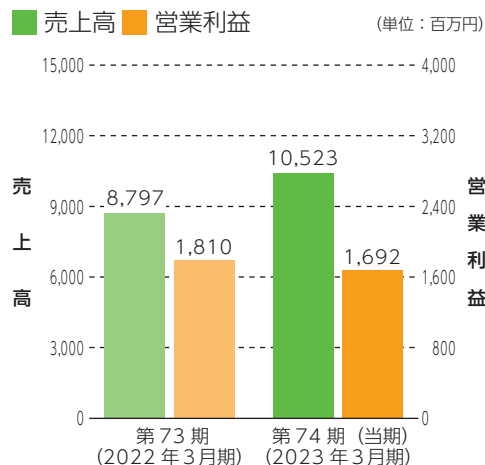
売上高 **105億23**百万円

前期比 19.6%増

営業利益 **16億92**百万円

前期比 6.5%減

自動車生産台数が前期比で増加したことに加え、円安による為替の影響が寄与し、売上高は105億23百万円（前期比19.6%増）となりましたが、原材料・エネルギー価格高騰などの影響を受け、営業利益は16億92百万円（前期比6.5%減）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は総額50億66百万円であります。その主なものは、新製品生産設備および合理化投資などであります。なお、所要資金は主として自己資金でまかさないました。

③ 資金調達の状況

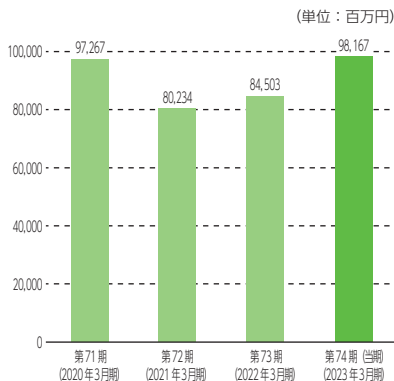
特記すべき事項はありません。

④ 財産および損益の状況の推移

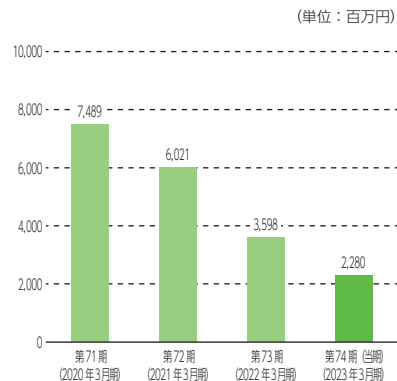
項 目	第71期 (2020年3月期)	第72期 (2021年3月期)	第73期 (2022年3月期)	第74期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	97,267	80,234	84,503	98,167
経 常 利 益 (百万円)	7,489	6,021	3,598	2,280
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,486	2,697	2,105	2,109
1株当たり当期純利益 (円)	229.15	137.76	107.47	109.51
総 資 産 (百万円)	103,843	115,616	115,631	126,133
純 資 産 (百万円)	66,001	71,211	72,463	75,538
1株当たり純資産額 (円)	3,128.97	3,422.18	3,502.02	3,794.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。
 2. 第73期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第73期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

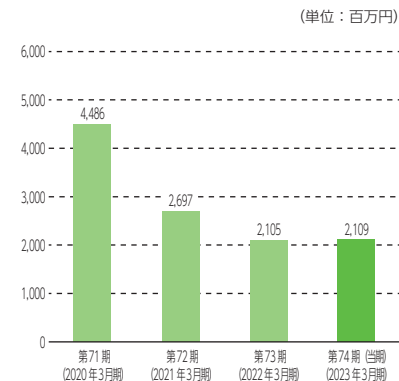
●売上高



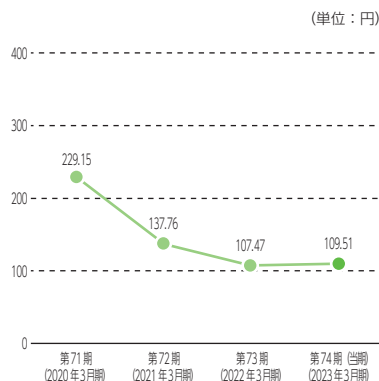
●経常利益



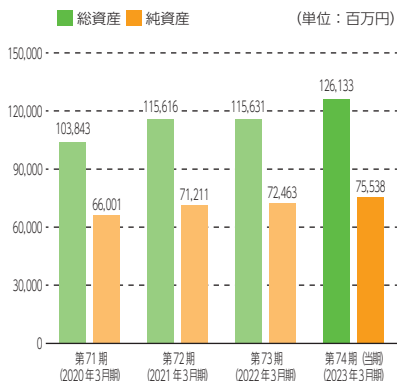
●親会社株主に帰属する当期純利益



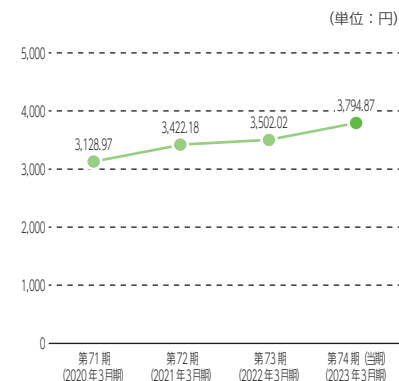
●1株当たり当期純利益



●総資産・純資産



●1株当たり純資産額



5 重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会社名	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主な事業内容
西川物産株式会社	21 百万円	100.0 %	自動車用部品、一般産業資材
株式会社西川ビッグオーシャン	27 百万円	100.0	自動車用部品、一般産業資材
株式会社西川ゴム山口	20 百万円	100.0	自動車用部品
株式会社西和物流	10 百万円	100.0	運送業
西川デザインテクノ株式会社	20 百万円	100.0	自動車用部品
ニシカワ・オブ・アメリカ, Inc.	48,000 千米ドル	100.0	自動車用部品
ニシカワ・クーパー LLC	21,243 千米ドル	60.0 (60.0)	自動車用部品
ニシカワ・タチャプララート・クーパー Ltd.	630,000 千バツ	77.7	自動車用部品
上海西川密封件有限公司	173,267 千人民元	100.0	自動車用部品
広州西川密封件有限公司	106,751 千人民元	100.0	自動車用部品
西川橡胶（上海）有限公司	1,140 千人民元	100.0	自動車用部品
湖北西川密封系統有限公司	60,534 千人民元	100.0	自動車用部品
ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V.	966,778 千ペソ	100.0 (100.0)	自動車用部品
PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア	376,286 百万ルピア	91.8	自動車用部品

- (注) 1. 「議決権の所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 当期の連結子会社は上記14社であります。

6 対処すべき課題

2030年に向けてのロードマップ

- 業務変革, 「やめる・変える・続ける」 + 「加える」の全社推進
- SDGsの全グループ展開と具体的な開発目標への取り組みの開始
- 財務に直結する費用・投資管理の再認識により全社で収益管理を行う



- 新技術・新素材・新製品の開発
- プロセスイノベーション（自動化含む）の確立（段を変えた作り方改革）
- 非自動車新規事業の創出

- 良品しかできない工程を実現する
- 性能で競争優位性を有する
- 業界No1シェア企業への成長を続ける
- 脱炭素社会に大きく貢献する

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は沈静化し、世界はパンデミック以前の状態に戻りつつありますが、ロシアによるウクライナ軍事侵攻は長期化してきており、地経学的なリスクは継続しております。自動車産業においては、半導体不足の影響は解消しつつも、原材料・エネルギー・労務費などの高騰により、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き不安定な状態が続いております。

そのような経営環境の中、当社グループは「西川ゴムグループ 2025年中長期経営計画」の中間年度である2023年度を迎え、中長期ロードマップの各戦略を愚直に進めてきております。

一方で2022年3月に立ち上げたESG推進委員会を中心に、SDGsに向けた活動は活性化しております。引き続き当社グループは、事業活動を通じて、経済価値と社会価値の循環を生む持続可能な社会を目指し、「全員経営」で企業価値向上に努めてまいります。

「西川ゴムグループ 2025年中長期経営計画」

2025年 中長期財務目標		2025年 中長期非財務目標
連結売上高	1,000億円	E: 脱炭素企業への挑戦
連結営業利益率	10%	E: 産業廃棄物ゼロへの挑戦
連結総資本営業利益率 (ROA)	10%	E: 環境負荷物質管理
連結株主資本当期純利益率 (ROE)	10%	S: 従業員満足度の向上
		G: 企業統治と企業の社会的責任の追求

2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 48,343,000株
- ② 発行済株式の総数 19,211,920株（自己株式783,467株を除く）
- ③ 株主数 3,638名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人西川記念財団	1,430 千株	7.44 %
株式会社ハイレックスコーポレーション	1,241	6.46
西川ゴム工業取引先持株会	1,223	6.37
西川正洋	1,096	5.71
株式会社広島銀行	957	4.98
三井住友信託銀行株式会社	626	3.26
西川泰央	545	2.84
株式会社山口銀行	544	2.83
光通信株式会社	513	2.67
西川ゴム工業社員持株会	503	2.62

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式783,467株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役	17,500 株	9 名
監査等委員である取締役（社外取締役を除く）	1,500	1

- (注) 上記には、2023年3月30日をもって退任した取締役3名に対する交付株式数のうち、会社が無償取得した1,125株の交付を含んでおります。

3 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	西 川 正 洋		<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人西川記念財団 代表理事
専務取締役	小 川 秀 樹	グローバル統括本部長 営業本部・生産本部管掌	<ul style="list-style-type: none"> 上海西川密封件有限公司 董事長 広州西川密封件有限公司 董事長 西川橡胶（上海）有限公司 董事長 湖北西川密封系統有限公司 董事長 ニシカワ・シーリング・システムズ・メキシコ S.A. DE C.V. 代表取締役 PT. ニシカワ・カリヤ・インドネシア コミサリス
常務取締役	岩 本 忠 夫	生産本部長	
常務取締役	休 石 佳 司	管理本部長 兼 ハラスメント相談室長	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社西和物流 代表取締役社長
常務取締役	出 口 幸 三	技術本部長	<ul style="list-style-type: none"> 西川デザインテクノ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	手 石 実	品質保証本部副本部長 兼 環境安全部長 兼 E S G推進室長	
取 締 役	立 臺 昭 彦	生産本部副本部長 兼 生産企画部長	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 (常勤監査等委員)	吉 野	毅	
取 締 役 (監査等委員)	大 迫	唯 志	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長 ・株式会社広島銀行 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	山 本	順 一	
取 締 役 (監査等委員)	藏 田	修	<ul style="list-style-type: none"> ・広島総合公認会計士共同事務所 代表 ・広島総合税理士法人 代表社員 ・大和重工株式会社 社外取締役

- (注) 1. 大迫唯志氏、山本順一氏および藏田修氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である藏田修氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 大迫唯志氏、山本順一氏および藏田修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当	退任時の重要な兼職の状況	退任日
代表取締役 社 長	福 岡 美 朝		ニシカワ・クーパー LLC マネージメントコミッティー 議長	2023年3月30日
取 締 役	内 藤 真	品質保証本部長		2023年3月30日
取 締 役	池 本 充 博	営業本部長		2023年3月30日

なお、代表取締役社長 福岡美朝氏、取締役 内藤真氏、取締役 池本充博氏は、辞任による退任であります。

5. 当事業年度末日後に生じた異動は、次のとおりであります。

氏名	担 当		異動年月日
	変 更 後	変 更 前	
小川 秀 樹	代表取締役社長	専務取締役 グローバル統括本部長 営業本部・生産本部管掌	2023年4月1日
岩本 忠 夫	常務取締役 品質保証統括本部長	常務取締役 生産本部長	2023年4月1日
休石 佳 司	常務取締役 管理統括本部長 兼 IT本部長 兼 ハラスメント相談室長	常務取締役 管理本部長 兼 ハラスメント相談室長	2023年4月1日
出口 幸 三	常務取締役 技術・生産統括本部長 兼 設計開発本部長 兼 ものづくり開発本部長	常務取締役 技術本部長	2023年4月1日
手石 実	取締役 環境推進室長	取締役 品質保証本部副本部長 兼 環境安全部長 兼 ESG推進室長	2023年4月1日
立臺 昭彦	取締役 生産本部長	取締役 生産本部副本部長 兼 生産企画部長	2023年4月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。なお、被保険者の範囲は当社および国内子会社の取締役、監査役、執行役員としており、すべての被保険者について、その保険料を会社が全額負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を取締役・執行役員選任協議会にて検討した結果に基づく取締役会の決議により決定しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬額は、取締役・執行役員選任協議会で各取締役（監査等委員を除く）の報酬額ならびに報酬に占める基本報酬および業績連動報酬の割合を決定し、取締役会へ報告しております。

ただし、譲渡制限付株式報酬における各取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、取締役・執行役員選任協議会が報酬案を提案し、その提案内容に基づく取締役会の決議により決定しております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容について、取締役・執行役員選任協議会にて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその報告内容をもって決定方針に沿っていることを確認しております。

② 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を監査等委員会の決議により決定しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役（監査等委員）の基本報酬額および譲渡制限付株式報酬額は、取締役（監査等委員を除く）の報酬に準じた報酬案を取締役・執行役員選任協議会が策定した上で、これを監査等委員会に提案しております。

監査等委員会は提案内容について協議を行い、各取締役（監査等委員）の報酬額を監査等委員会の決議により決定しております。

なお、業務執行から独立した立場にある取締役（監査等委員）については、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としておりますが、社内取締役に限り、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止および信用維持へのインセンティブを付与する観点から、基本報酬に加えて譲渡制限付株式報酬を支給しております。

- ③ 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
 当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため取締役・執行役員選任協議会を設置しており、取締役会の委任決議に基づき、取締役・執行役員選任協議会が取締役（監査等委員を除く）の個人別の金銭報酬額の内容の決定を行っております。
 なお、取締役・執行役員選任協議会は出席者の過半数の決議により決定しており、独立性・客観性を強化する観点から独立役員2名を含めた次の5名で構成しております。また、構成員の担当につきましては、「取締役に関する事項」に記載しております。
 西川正洋氏（代表取締役会長）、小川秀樹氏（専務取締役）、休石佳司氏（常務取締役）、大迫唯志氏（独立役員 社外取締役）、山本順一氏（独立役員 社外取締役）

④ 取締役の報酬等の額

区 分	支給人数 (名)	支給総額 (百万円)	報酬等の種類別の支給額（百万円）		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10 (-)	292 (-)	232 (-)	44 (-)	15 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	48 (26)	46 (26)	-	1 (-)

- (注) 1. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に計上した額であり、その交付状況は「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
 2. 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬および業績連動報酬を合わせた報酬額は、2017年6月27日開催の第68回定時株主総会において、年額400百万円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は14名であります。
 また、この報酬額とは別枠で、2020年6月25日開催の第71回定時株主総会において、交付日から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨の制限を設定した当社普通株式の付与のための金銭報酬の報酬額として年額50百万円以内および金銭報酬の報酬額に基づき発行または処分をされる当社普通株式の総数として年50,000株以内と決議されております。
 なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は12名であります。
 3. 取締役（監査等委員）の基本報酬額は、2017年6月27日開催の第68回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名（うち、社外取締役4名）であります。
 4. 取締役（監査等委員）のうち、社内取締役に対して上記報酬額とは別枠で、2020年6月25日開催の第71回定時株主総会において、交付日から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨の制限を設定した当社普通株式の付与のための金銭報酬の報酬額として年額5百万円以内および金銭報酬の報酬額に基づき発行または処分をされる当社普通株式の総数として年5,000株以内と決議されております。
 なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）における社内取締役の員数は1名であります。

5. 当社は、当社の数値経営管理の全社数値目標、指標の相互の関連性・シンプルさ、他社動向等を勘案し業績連動報酬の指標として「連結営業利益」「単体営業利益」の2指標を選定しており、これらの指標を基に役職に応じた基準となる報酬等を勘案した上で、業績連動報酬の額を取締役・執行役員選任協議会の決議により決定しております。

なお、当事業年度を含む指標の推移につきましては、以下のとおりであります。

項 目	第71期 (2020年3月期)	第72期 (2021年3月期)	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)
連結営業利益 (百万円)	6,848	4,735	2,473	768
単体営業利益 (百万円)	2,218	945	559	1,634

5 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、吉野毅氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	71,918	流動負債	39,920
現金及び預金	40,595	支払手形及び買掛金	11,039
受取手形及び売掛金	15,953	短期借入金	21,915
電子記録債権	1,871	未払法人税等	450
有価証券	2,100	賞与引当金	890
製品	4,178	製品保証引当金	26
仕掛品	1,181	未払金	1,141
原材料及び貯蔵品	4,058	その他	4,456
未収還付法人税等	123	固定負債	10,675
その他	1,859	長期借入金	3,871
貸倒引当金	△3	繰延税金負債	4,948
固定資産	54,215	退職給付に係る負債	349
有形固定資産	29,876	役員退職慰労引当金	16
建物及び構築物	8,304	長期未払金	254
機械装置及び運搬具	11,314	資産除去債務	381
工具、器具及び備品	2,514	その他	852
土地	4,648	負債合計	50,595
建設仮勘定	1,947	純資産の部	
その他	1,148	株主資本	60,087
無形固定資産	1,273	資本金	3,364
借地権	316	資本剰余金	3,538
その他	956	利益剰余金	54,073
投資その他の資産	23,065	自己株式	△889
投資有価証券	18,049	その他の包括利益累計額	12,819
長期貸付金	37	その他有価証券評価差額金	7,490
繰延税金資産	616	為替換算調整勘定	5,025
退職給付に係る資産	3,975	退職給付に係る調整累計額	303
その他	386	非支配株主持分	2,631
貸倒引当金	△1	純資産合計	75,538
資産合計	126,133	負債・純資産合計	126,133

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		98,167
売上原価		86,078
売上総利益		12,089
販売費及び一般管理費		11,320
営業利益		768
営業外収益		
受取利息	159	
受取配当金	641	
持分法による投資利益	163	
為替差益	557	
助成金収入	164	
その他	316	2,002
営業外費用		
支払利息	375	
固定資産除却損	37	
その他	78	491
経常利益		2,280
特別利益		
投資有価証券売却益	66	66
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	0	1
税金等調整前当期純利益		2,345
法人税、住民税及び事業税	1,186	
法人税等調整額	130	1,316
当期純利益		1,028
非支配株主に帰属する当期純損失		1,081
親会社株主に帰属する当期純利益		2,109

■ 計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	38,732
現金及び預金	21,829
売掛金	9,668
電子記録債権	1,496
有価証券	2,100
製品	1,342
仕掛品	422
原材料及び貯蔵品	514
前払費用	168
未収入金	1,164
その他	30
貸倒引当金	△5
固定資産	47,355
有形固定資産	10,969
建物	3,060
構築物	242
機械及び装置	2,891
車両運搬具	35
工具、器具及び備品	674
土地	2,903
建設仮勘定	1,161
無形固定資産	790
借地権	23
ソフトウェア	761
その他	5
投資その他の資産	35,595
投資有価証券	16,687
関係会社株式	9,155
出資金	15
関係会社出資金	5,046
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	17
関係会社長期貸付金	1,068
長期前払費用	3
前払年金費用	3,526
その他	77
貸倒引当金	△1
資産合計	86,087

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,822
買掛金	7,437
短期借入金	4,200
1年内返済予定の長期借入金	11,350
未払金	849
未払費用	574
未払法人税等	240
未払消費税等	354
預り金	87
前受金	15
賞与引当金	629
製品保証引当金	26
その他	56
固定負債	3,786
長期未払金	254
資産除去債務	312
繰延税金負債	3,219
負債合計	29,608
純資産の部	
株主資本	50,303
資本金	3,364
資本剰余金	3,671
資本準備金	3,661
その他資本剰余金	10
利益剰余金	44,156
利益準備金	690
その他利益剰余金	43,466
固定資産圧縮積立金	237
研究開発積立金	200
別途積立金	39,286
繰越利益剰余金	3,742
自己株式	△889
評価・換算差額等	6,175
その他有価証券評価差額金	6,175
純資産合計	56,478
負債・純資産合計	86,087

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		45,884
売上原価		38,145
売上総利益		7,738
販売費及び一般管理費		6,103
営業利益		1,634
営業外収益		
受取利息	24	
有価証券利息	0	
受取配当金	2,266	
受取賃貸料	239	
為替差益	288	
助成金収入	57	
その他	209	3,086
営業外費用		
支払利息	84	
固定資産除却損	29	
固定資産賃貸費用	115	
その他	11	240
経常利益		4,480
特別利益		
投資有価証券売却益	63	63
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	0	1
税引前当期純利益		4,542
法人税、住民税及び事業税	635	
法人税等調整額	280	915
当期純利益		3,626

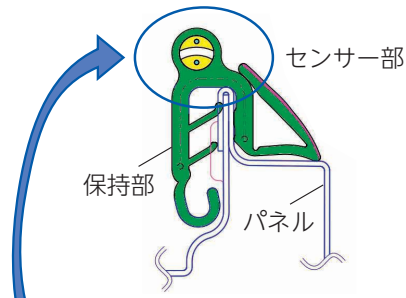
大切な、その時を守る技術



2022年度 得意先
技術優秀賞 受賞!

<新タイプの特徴>

導電/非導電の
ゴム材料開発により
センサー部を一体押出



<新タイプ断面図>



中空部に別部材の
センサー線を後挿入

<従来タイプ断面図>

初夏のみずみずしい若葉が光輝き、スポーツやマリンレジャー、アウトドアにも出掛けたい季節です。自動車は、その楽しい時へ私たちを連れ出してくれます。でも、その素敵な時に一瞬のアクシデント!?元気いっぱいの子供達は、思わぬ動きをすることもあるでしょう。そんな時に頼れるものは、魔法の呪文でしょうか?いいえ、それは例えばこのスライドドアセンサーシール。このセンサーシールは、挟まれを検知すると瞬時にドアを開放方向に反転させます。今期私たちは、このセンサーシールの新タイプを開発・上市しました。この新タイプは、共押出一体成形工法、新規材料開発とその最適配置設計で、これまでよりも広範囲で高感度に検知・作動させることができました。そしてこの技術は、製品トータルの物流費削減にも波及させることができ、すべてが新しいブランニューモデルです。私たちは今後もこの技術を大切に、自動車の在り方の変容に合わせてさらに進化させ、快適・安心のモビリティライフに貢献し続けていきたいと考えています。

ブランドを支えるブランド



西川ゴム工業株式会社

株主メモ (2023年3月31日現在)

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
一単元の株式数	100株
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日
株主名簿管理人 (特別口座の管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
電話照会先	☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
公告の方法	電子公告による 公告掲載URL https://www.nishikawa-rbr.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

株主優待制度

2023年3月末時点の株主名簿に記載された株主様に、保有株式数に応じてクオカードを贈呈します。

発送時期…6月下旬発送 (決議通知に同封予定)

※お届け先は2023年3月末時点の株主名簿に記載されたご住所になります。

また、お届けしたクオカードをご返送いただいた場合、当社が株主様に代わり、社会福祉法人中央共同募金会へ寄付をし、「赤い羽根共同募金」として社会貢献活動のために役立てます。詳細はクオカードに同封のリーフレットをご確認ください。

保有株式数	優待内容
100株以上 1,000株未満	クオカード 1,000円分
1,000株以上 5,000株未満	クオカード 3,000円分
5,000株以上	クオカード 5,000円分

赤い羽根共同募金



株主総会会場ご案内図



会場

広島市西区三篠町二丁目2番8号

西川ゴム工業株式会社 本社5階会議室 電話番号：(082) 237-9371 (代表)



交通のご案内

- JR山陽本線 横川駅下車 徒歩10分
- 国道183号線路線バス 三篠町一丁目下車 徒歩3分
- 広島バス 23号線 楠木町下車 徒歩8分
- アストラムライン 白島駅下車 徒歩10分

お願い

当日は午前9時から受付が可能です。当社駐車場は手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

